

第438回 東京地方最低賃金審議会

資料目次

資料1	令和5年度 特定（産業別）最低賃金改正等申出状況	1
資料2	東京都における特定（産業別）最低賃金の推移	5

令和 5 年度
特定（産業別）最低賃金改正等申出状況

令和5年度 特定（産業別）最低賃金改正等申出状況

申出受理年月日	件名	協約・公正競争の別 改正・新設の別	申出者	A (注1)	B (注2)	A/B	労働協約上の最も低い賃金 (円)
5. 7. 31	東京都鉄鋼業最低賃金 (平成24年東京労働局最低賃金公示第5号)	労働協約 改正	日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 石田 尚史	2, 843	6, 109 (注3)	46. 5%	1, 120
5. 7. 31	東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金 (平成20年東京労働局最低賃金公示第2号)	労働協約 改正	産業別労働組合JAM東京千葉 執行委員長 森 潤二 日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 石田 尚史	5, 678	8, 036 (注4)	70. 7%	1, 125
5. 7. 31	東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金 (平成20年東京労働局最低賃金公示第3号)	労働協約 改正	全日本自動車産業労働組合連合会東京地方協議会 議長 二木 栄一 産業別労働組合JAM東京千葉 執行委員長 森 潤二 日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 石田 尚史	18, 369	27, 763 (注5)	66. 2%	1, 080
5. 7. 31	東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金	労働協約 新設	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会東京地方協議会 議長 太田 勝久 産業別労働組合J・エイ・エム (JAM) 東京千葉 執行委員長 森 潤二	33, 637	33, 795 (注6)	99. 5%	1, 084
5. 7. 31	東京都自動車小売業 (新車)	労働協約 新設	全日本自動車産業労働組合連合会東京地方協議会 議長 二木 栄一	7, 507	14, 660 (注5)	51. 2%	1, 076

注1) Aは、申出者が代表する（基幹的）労働者数。

注2) Bは、適用される（基幹的）労働者数。資料出所は、令和3年経済センサス-活動調査に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、賃金実態調査結果を踏まえて推計。

注3) 次の者を除く。(1) 雇入れ後2年未満の者。 (2) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。 (3) 18歳未満又は65歳以上の者。

注4) 次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。 (2) 雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者。 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注5) 次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。 (2) 雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者。 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注6) 適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、

(1) 契約期間の定めがなく雇用されている労働者

(2) 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者

(3) 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

ただし、次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械（卓上又は手持ち式で使用するものに限る。）を用いて行う巻線、

組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

東京都における特定（産業別）最低賃金の推移

東京都特定最低賃金改正一覧

年度	鉄鋼業		はん用機械器具、生産用機械器具 製造業※(旧名称、一般産業用機 械・装置、真空装置・真空機器製造 業)		業務用機械器具、電気機械器具、情 報通信機械器具、時計・同部分品、 眼鏡製造業※(旧名称、電気機械器 具、情報通信機械器具、精密機械器 具製造業)		自動車・同附属品製造業、船舶製 造・修理業、船用機器製造業、航空 機・同附属品製造業	
	時間額(円)	発効日	時間額(円)	発効日	時間額(円)	発効日	時間額(円)	発効日
22	846	H22.12.31	832	H22.12.31	829	H22.12.31	832	H22.12.31
23	852	H24.2.18	(832)注1	改定なし		注2	838	H24.2.18
24	859	H24.12.31	(832)注1	改定なし		注2	(838)注1	改定なし
25	871	H26.3.23	(832)注1	改定なし		注2	(838)注1	改定なし
26	(871)注1	改定なし	(832)注1	改定なし		注2	(838)注1	改定なし
27	(871)注1	改定なし	(832)注1	改定なし		注2	(838)注1	改定なし
28	(871)注1	改定なし	(832)注1	改定なし		注2	(838)注1	改定なし
29	(871)注1	改定なし	(832)注1	改定なし		注2	(838)注1	改定なし
30	(871)注1	改定なし	(832)注1	改定なし		注2	(838)注1	改定なし
R1	(871)注1	改定なし	(832)注1	改定なし		注2	(838)注1	改定なし
R2	(871)注1	改定なし	(832)注1	改定なし		注2	(838)注1	改定なし
R3	(871)注1	改定なし	(832)注1	改定なし		注2	(838)注1	改定なし
R4	(871)注1	改定なし	(832)注1	改定なし		注2	(838)注1	改定なし

注1:当該年度は、金額改正がありませんでした。(東京都最低賃金が適用されます。)

注2:業種を変更して新設申出。